

一宮市成年後見 支援センター

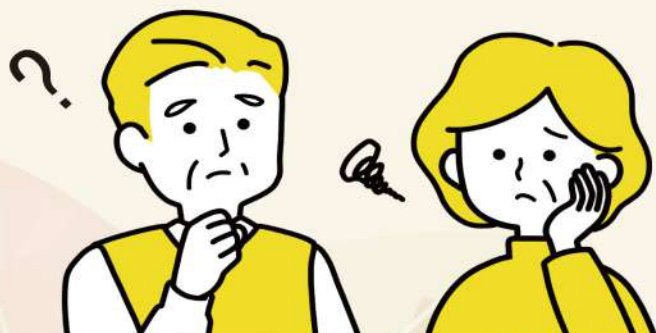
一宮市成年後見支援センターでは、認知症、知的障害、精神障害などの理由により、自分ひとりで契約や財産管理をすることが困難な状態であっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度をはじめとする制度利用に関する相談や調整のお手伝いします。



ご相談ください

下記のような困りごとがある方
成年後見制度について詳しく知りたい方

- 物忘れがあり、自分でお金や不動産の管理ができない
- 訪問販売や悪徳商法の被害を受けている
- 身寄りがなく将来が不安である
- 自分に何かあった時に障害のある子どもの生活が心配 など





成年後見制度とは



成年後見制度とは

病気や障害などの理由で判断能力が不十分な方の意思決定を手助けし、生活や財産などの権利を守る制度のことです。選ばれた成年後見人等が本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら手続きを行うことで福祉サービス等の契約行為や適正な財産管理を支援します。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方が対象で、本人の判断能力の程度や状況に応じて、家庭裁判所により成年後見人等が選ばれる仕組みです。「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれ、代理権、同意権、取消権が必要に応じ成年後見人等に付与されます。

任意後見制度

将来判断能力が低下した場合に備えて「誰に」、「どのような支援をしてもらいたいかな」をあらかじめ公正証書で取り交わしておく仕組みです。

判断能力が低下した時に家庭裁判所で手続きをすることで効力が発生し、支援が開始されます。

成年後見人等の仕事



成年後見人等の職務でできること



財産管理（お金や資産に関する支援）

- ・預貯金の管理
- ・税金や公共料金等の支払い
- ・不動産等の管理や処分
- ・悪徳商法等の不当な契約の取消

身上保護（生活に関する支援）

- ・病院入院・施設入所手続き
- ・要介護認定の申請などの手続き
- ・介護サービスの契約手続き
- ・住居の賃貸借手続き

成年後見人は財産管理、身上保護について支援した内容を家庭裁判所に報告し、必要な指示を受ける義務があります。



成年後見人等の職務でできないこと



- ・資産の運用や贈与
- ・日用品の購入の取り消し
- ・買い物、食事の介助や送迎、病院の付き添いなどの事実行為
- ・病院の入院・施設入所時やアパート契約における保証人や身元引受人
- ・手術や延命治療などの医療行為への同意
- ・死後事務に関すること



成年後見制度

利用の流れ

法定後見制度
すぐに支援が必要な方

任意後見制度
将来に備えたい方



申立て前準備

- ・必要書類の作成
- ・申立人、成年後見人等候補者の検討

契約内容の検討

あらかじめ信頼できる
人に、お願いしたい
支援の内容を一緒に
決めておきます



後見 (重度)

判断能力がほとんど
ない方

例) 日常的な買い物
も自分でできず、
常に援助が必要な
状態



保佐 (中度)

判断能力が著しく
不十分な方

例) 日用品の買い物
程度はできるが、日
常に支障が出るこ
とが多い



補助 (軽度)

判断能力が
不十分な方

例) 日常的な買い物
はできるが、ひとり
で行うには不安が
ある

公証役場

公証人立ち会いのもと
任意後見契約を締結
します

判断能力の低下

申立

家庭裁判所

選任

任意後見監督人

選任

任意後見人



申立

申立

申立

家庭裁判所 (申立ては居住地を管轄する家庭裁判所になります)

選任

選任

選任

成年後見人

保佐人

補助人



代理権 本人に代わって 預貯金の取引や サービス等の 契約をする権限	◎	△ 申立ての範囲内 ※本人の同意が必要		◎ 公正証書に 記した範囲内
同意権 本人が契約する 際に同意する権限	/	○ 申立ての範囲内	△ ※本人の同意が必要	×
取消権 同意がない契約 を取消する権限		△ 付与された同意権の範囲		×



制度利用の必要はあるが、本人や親族による申立てが困難な場合は、市区町村長による申立てを検討します。



Q 申立てに費用がかかると聞きましたが心配です。

A 医師の診断書、収入印紙、戸籍や住民票取得などに費用がかかります。原則、申立人が負担することになりますが、希望により本人負担が認められることもあります。

※費用を負担することが難しい方は、法テラスが行う民事法律扶助制度を利用して負担を軽減できる場合があります。

Q 成年後見人等に対する報酬額は決まっていますか？

A 成年後見人等の報酬はご本人の財産から支払うことになります。報酬額は後見業務の内容と資産状況を踏まえて、家庭裁判所が決定します。

※本人の財産や収入が少ないなど一定の要件に該当する方は、一宮市が行う成年後見制度利用支援事業が利用できる場合があります。

Q 成年後見人等にはどんな人がなりますか？

A 家庭裁判所が最も適任と判断した人を選びます。本人の状況や所有財産、予想される後見業務等により弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職が選ばれる場合もあります。申立人が希望する人を推薦することもできますが、選ばれないこともあります。





申立てチェックリスト



次の各項目にチェックして確認しましょう

事前に確認や調整をすること

- ☐ 申立てを行う家庭裁判所がどこか確認しましたか。
- ☐ 申立てを行う人はいますか。
- ☐ 成年後見人等の候補者はいますか。
(候補者不在の場合でも申立ては可能です。)
- ☐ 診断書作成を依頼するかかりつけ医はありますか。

申立てに必要な関係書類

①申立て書類(名古屋家庭裁判所ウェブサイトからダウンロードできます)

- ☐ 申立書 ☐ 申立事情説明書 ☐ 親族関係図
- ☐ 親族の意見書 ☐ 後見人等候補者事情説明書
- ☐ 財産目録(相続財産目録) ☐ 収支予定表
- ☐ 財産目録、収支予定表に記載した財産関係資料の写し

②本人に関する書類

- ☐ 住民票(マイナンバー記載なし)
- ☐ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ☐ 医師の診断書(成年後見制度用)
- ☐ 本人情報シート(ご本人の福祉関係者へ作成を依頼します)
- ☐ 成年後見人等が登記されていないことの証明書

③候補者に関する書類

- ☐ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ☐ 住民票(マイナンバーの記載なし)または戸籍附票

④その他

- ☐ 収入印紙(申立費用、後見登記費用)
- ☐ 郵便切手代



提出する書類はコピーを取ることをおすすめします

書類の内容や準備の方法でわからないことがあればセンターへご相談ください



一宮市成年後見支援センターの主な業務

相談支援

判断能力に不安のある人の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。相談の内容によって必要な関係機関と連携し、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援を行います。

広報・啓発

成年後見支援センターの役割や成年後見制度をより多くの人に知っていただくために、制度の正しい理解や普及活動を行い、利用の促進を図ります。

手続き支援

成年後見制度の利用を必要とする人への手続きに関する助言や、申立てに必要な支援や調整を行います。

後見人支援

成年後見人等からの相談に応じ、助言などの支援を行います。関係機関と連携し、本人を中心とした支援チーム作りをサポートします。

権利擁護支援が必要な方の権利を守るため、福祉・医療・司法・地域など多様な関係者と連携を図りながら、支援が必要な方が適切な支援につながるネットワークづくりを進めます。



いちびよん

〒491-0858
一宮市栄3丁目1番2号
尾張一宮駅前ビル4階
TEL:0586-85-8828
FAX:0586-85-7025
開設時間9:00～16:30
(土日祝、年末年始は除く)

一宮市成年後見支援センター (一宮市社会福祉協議会内)

